

定 款



一般社団法人 栃木県鍼灸師会

平成 23 年 10 月 発足

# 一般社団法人栃木県鍼灸師会定款

## 第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は一般社団法人栃木県鍼灸師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

## 第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は鍼灸の発展・普及を通じて、県民の健康保持と公衆衛生及び社会福祉の向上に寄与し、鍼灸の医学的研究ならびに技術の研修に努めはり師・きゅう師の資質向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 鍼灸医学の普及、啓蒙並びに社会福祉に関する事業。
- (2) 鍼灸医学の調査、研究に関する事業。
- (3) 鍼灸医学の学理の修得と技術の向上に関する事業。
- (4) はり師、きゅう師の社会的地位向上に関する事業。
- (5) 機関紙の発行。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

## 第三章 会員

(資格)

第5条 本会の会員は、栃木県県内に居住し、又は栃木県内で業務を行う、はり師又はきゅう師とする。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会が定めるところにより入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 前条に基づき、入会の承認を得た会員は、会員総会において定めるところにより入会金を納入しなければならない。

- 2 会員は、会員総会において定めるところにより会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、その旨を会長に届け、任意にいつでも退会することができる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 正当な理由なくして、会費を1カ年以上滞納したとき。
- (3) 総会員が同意したとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) 本会の設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会員を除名するときは、会員総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員がその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。但し未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、すでに納入した会費及び寄付金その他の拠出金は、一切返還しない。

## 第四章 会員総会

(構成)

第12条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 会員総会は、次の事項によって決議する。

- (1) 事業計画及び予算書の承認
- (2) 事業報告及び決算書の承認
- (3) その他、本会の運営に関する重要な事項及び会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 定時会員総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。また、必要がある場合は臨時会員総会を開催する。

(議長)

第15条 会員総会の議長は、その会員総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第16条 会員総会は、議決権の過半数を有する会員の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第17条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第18条 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。

(議事録)

第19条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した会員の中から選出された議事録署名人が署名し、又は、記名押印しなければならない。

## 第五章 役員

### (役員の設定)

第20条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事の中から会長、副会長を置く。
- 3 前項の会長、副会長を法人法上の代表理事とする。

### (役員を選任)

第21条 役員は会員総会の決議により選任する。

- 2 会長及び副会長は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 会長及び副会長は理事会の決議によって解職できる。
- 4 役員は相互に兼ねることができない。

### (理事の職務及び権限)

第22条 理事は理事会を構成し法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表しその業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けた場合その職務を代行することができる。

### (監事の職務及び権限)

第23条 監事は理事の職務の執行を監査し法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (任期)

第24条 役員は任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期満了又は、辞任した場合でも後任者が就任するまで、その任務を行わなければならない。

### (解任)

第25条 役員は会員総会の決議によって解任することができる。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、会員総会においてその者に弁明の機会を与えなければならない。

### (顧問、相談役)

第26条 本会に顧問、相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問は会員総会で推挙し会長が委嘱する。任期は2年とし再任を妨げない。
- 3 顧問は本会の会議に出席して意見を述べる事ができる。ただし表決に加わることはできない。
- 4 相談役は、本会会長歴任者に限り、理事会で推挙し会長が委嘱する。任期は2年とし再任を妨げない。
- 5 相談役は、本会の運営上の諸問題について理事会に出席して助言することができる。

## 第六章 理事会

### (構成)

第27条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

### (権限)

第28条 理事会はこの定款に別に規定するもののほか次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

### (開催)

第29条 理事会は通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度1回以上開催する。
- 3 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事から会議の目的たる事項を示し請求のあったとき。

### (招集)

第30条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは理事に対し会議の目的及びその内容並びに日時、場所を開催日の5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第31条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

### (決議)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### (議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した会長、副会長及び監事がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

## 第七章 資産及び会計

### (資産の管理)

第34条 資産は、会長が管理し、その方法は会長が理事会の決議を経て定める。

### (事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第36条 会長は事業計画、収支予算書を毎事業年度の開始前までに作成し、理事会の決議を経て会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第37条 会長は事業報告及び決算書を毎事業年度終了時に作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時会員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くと共に、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告書
  - (2) 役員の名簿

## 第八章 残余財産の帰属

（残余財産の帰属）

第38条 本会が解散により清算するときに有する残余財産は、会員総会の決議により、帰属先を定める。

## 第九章 公告の方法

（公告の方法）

第39条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第十章 補則

（委任）

第40条 この定款に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、会長が理事会の決議により定める。

## 第十一章 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は 福嶋日出行 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。